投資主各位

東京都千代田区丸の内一丁目11番1号

ラ サ ー ル ロ ジ ポ ー ト 投 資 法 人執行役員 地 紙 平

第6回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第6回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本投資主総会につきましては、当日ご来場いただかなくとも、書面により議決権行使をいただくこともできますので、書面により議決権を行使される場合には、お手数ながら「投資主総会参考書類」をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご記入の上、2025年11月25日(火曜日)午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、現行規約第14条におきまして「みなし賛成」に関する規定を定めております。なお、本投資主総会に提出される議案はいずれも現行規約第14条第2項に規定する議案に該当いたしません。従いまして、投資主様が当日ご出席になられず、かつ、議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人現行規約抜粋)

第14条(みなし賛成)

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)について賛成するものとみなす。

- 2. 前項の規定は、以下の各事項に関する議案については適用しない。
 - (1) 執行役員、監督役員及び会計監査人の解任
 - (2) 規約の変更(但し、みなし賛成に関連する規定の制定又は改廃に限る。)
 - (3) 解散
 - (4) 資産運用会社による資産運用委託契約の解約に対する承認
 - (5) 投資法人による資産運用委託契約の解約
- 3. 第1項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報 (電子提供措置事項) について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人のウェブサイトに「第6回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人のウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。また、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類をお送りしております。

本投資法人のウェブサイト

https://lasalle-logiport.com/ja/ir/meeting.html

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(投資法人名)又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」、「投資主総会招集通知/投資主総会資料」を選択の上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

敬具

- **1. 時** 2025年11月26日 (水曜日) 午後 2 時 (受付開始時刻:午後 1 時30分)
- **7.** 場東京都中央区日本橋兜町7番1号KABUTO ONE 4階 HALL & CONFERENCE ホールA(末尾の「投資主総会会場ご案内図」をご参照ください。

開催場所が前回と異なりますためご留意ください。

3. 投資主総会の目的である事項

決議事項

第1号議案 執行役員1名選任の件

第2号議案 補欠執行役員1名選任の件

第3号議案 監督役員3名選任の件

以上

<お願い>

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として、投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、投資主様ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる投資主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

くご案内>

- ◎ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- ◎本投資主総会終了後、本投資法人の資産運用会社による運用状況報告会等の開催は 予定しておりません。なお、本投資法人の最近の運用状況につきましては、本投資 法人ウェブサイト (https://lasalle-logiport.com/) にて、決算説明会の動画、 決算説明資料等の情報をご覧いただくことができます。
- ◎電子提供措置事項を修正する場合の周知方法 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の本投資法人のウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本投資主総会にご出席の投資主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご 理解くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 執行役員1名選任の件

執行役員地紙平は、2025年11月30日をもって任期満了となりますので、2025年12月1日付で執行役員1名の選任をお願いするものです。なお、本議案における執行役員の任期は、現行規約第17条第2項の定めにより、2025年12月1日より2年間とします。

なお、本議案は、2025年10月21日開催の役員会において、本投資法人の監督 役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 並 び に 本 投 資 法 人 に お け る 地 位 及 び 担 当
じがみ たいら 地 紙 平 (1983年4月16日)	2008年4月 モルガン・スタンレー証券株式会社(現 三菱UFJモ
	ルガン・スタンレー証券株式会社)
	2012年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ
	銀行)
	2014年 1 月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
	2021年3月 ラサール不動産投資顧問株式会社
	2021年3月 ラサールREITアドバイザーズ株式会社 出向
	財務担当部長
	2021年5月 同社 財務部長
	2023年3月 同社 取締役
	2023年5月 同社 代表取締役社長(現任)
	2023年5月 ラサールロジポート投資法人 執行役員(現任)

- ・ 上記執行役員候補者は、2025年8月31日現在、本投資法人の投資口を、自己の名義(ラサール従業員持投資口会を通じて取得し、役員就任時に退会に伴い個人名義となったもの)で7口、またラサール役員持投資口会の名義で7口保有しております。
- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるラサールREITアドバイザーズ株式会社の代表取締役社長です。上記執行役員候補者と本投資法人との間には、その他に特別の利害関係はありません。
- · 上記執行役員候補者は、現在本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行 しております。
- ・ 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により補填することとしております。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含められております。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、引き続き、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第2号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合、又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2025年12月1日付で補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第17条第3項の定めにより、第1号議案における執行役員の任期が満了する2027年11月30日までとなります。

なお、本議案は、2025年10月21日開催の役員会において、本投資法人の監督 役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況
やま だ なお き 山 田 尚 生 (1982年7月14日)	2006年4月 株式会社八十二銀行 2013年4月 株式会社SBJ銀行 2014年10月 大和ハウス・リート・マネジメント株式会社 (現 大和ハウス・アセットマネジメント株式会社) 2020年5月 住商リアルティ・マネジメント株式会社 2024年9月 ラサール不動産投資顧問株式会社 2024年9月 ラサールREITアドバイザーズ株式会社 出向財務部 2025年3月 同社 財務部長 カテンドマネジメント部長 (現任)

- ・ 上記補欠執行役員候補者は、2025年8月31日現在、本投資法人の投資口を、ラサール従業 員持投資口会名義で2口保有しております。
- ・ 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるラサールREITアドバイザー ズ株式会社の財務部長 兼 ファンドマネジメント部長です。上記補欠執行役員候補者と本 投資法人との間には、その他に特別の利害関係はありません。
- ・ 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により補填することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。
- ・ 上記補欠執行役員候補者については、執行役員就任前に本投資法人の役員会の決議をもって、その選任の取消しを行うことができるものとします。

第3号議案 監督役員3名選任の件

監督役員柴田堅太郎、西内幸士及び竹永理英の3名は、2025年11月30日をもって任期満了となりますので、2025年12月1日付で監督役員3名の選任をお願いするものです。

なお、本議案における監督役員の任期は、現行規約第17条第2項の定めにより、いずれも2025年12月1日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 重 要 な 兼 職 の 状 況 及 び 本 投 資 法 人 に お け る 地 位
1	しば た けんたろう 柴 田 堅太郎 (1975年6月23日)	1998年4月安田火災海上保険株式会社(現損害保険ジャパン株式会社)2001年10月長谷川俊明法律事務所2006年10月長島・大野・常松法律事務所2014年2月柴田・鈴木・中田法律事務所(現任)2015年10月ラサールロジポート投資法人監督役員(現任)2017年8月株式会社東和エンジニアリング 社外取締役(現任)2020年3月株式会社あしたのチーム 社外取締役2021年3月伊勢化学工業株式会社 社外取締役(現任)
2	にし うち こう じ 西 内 幸 士 (1968年11月14日)	1992年4月 東急不動産株式会社 1999年10月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査 法人) 2006年4月 パシフィックマネジメント株式会社 2008年4月 株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ(現 株 式会社DAインベストメンツ) 2009年4月 株式会社経営共創基盤 2011年6月 西内公認会計士事務所 代表(現任) 2014年2月 株式会社アカウンティング・マネジメント・サービス 代表取締役(現任) 2015年10月 ラサールロジポート投資法人監督役員(現任) 2016年3月 株式会社ダヴィンチ・ホールディングス(現株式会社DAホールディングス) 取締役(非常勤) 2016年3月 株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ(現株式会社DAインベストメンツ) 取締役(非常勤)

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 重 要 な 兼 職 の 状 況 及 び 本 投 資 法 人 に お け る 地 位
		2001年4月 三菱信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社)
		2005年6月 東京建物株式会社
		2006年9月 株式会社アイレックス
	 たけ なが り え	2007年5月 株式会社谷澤総合鑑定所
3	竹 永 理 英 (1977年6月30日)	2008年5月 不動産鑑定士登録
		2012年1月 飛鳥リアルエステートアドバイザリー株式会社
		ダイレクター (現任)
		2015年10月 ラサールREITアドバイザーズ株式会社 投資委
		員会外部委員
		2021年12月 ラサールロジポート投資法人監督役員(現任)

- 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・ 上記監督役員候補者は、いずれも現在、本投資法人の監督役員として、執行役員の職務の 執行全般を監督しております。
- ・ 上記監督役員候補者のうち、竹永理英は、本投資法人の資産運用会社であるラサールREIT アドバイザーズ株式会社の投資委員会の外部委員を務めていましたが、2021年9月30日付 で退任しております。
- ・ 上記監督役員候補者と本投資法人との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- ・ 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により補填することとしております。上記監督役員候補者は、いずれも現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含められております。上記監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、いずれも引き続き、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案又は本投資法人の現行規約第14条第2項に定める議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項の規定に基づく現行規約第14条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記の第1号議案から第3号議案までの各議案につきましては、いずれも相 反する趣旨の議案又は本投資法人の現行規約第14条第2項に定める議案には該当いた しておりません。

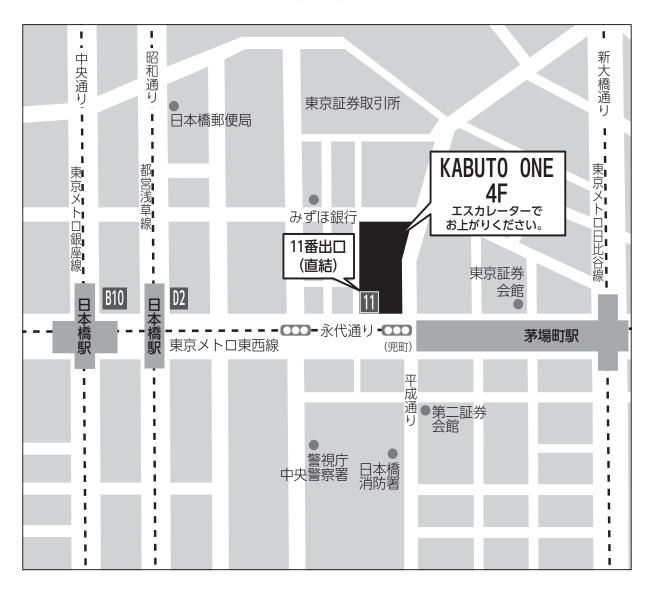
以上

投資主総会会場ご案内図

会場: 東京都中央区日本橋兜町7番1号

KABUTO ONE 4階 HALL & CONFERENCE ホールA

電話: 03-6231-0567 (代表)



交通のご案内

東京メトロ東西線

東京メトロ日比谷線

茅場町駅11番出口直結

都営地下鉄浅草線 日本橋駅D2出口徒歩2分 東京メトロ銀座線 日本橋駅B10出口徒歩5分

お願い

当日は、駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

開催場所が前回と異なりますためご留意ください。